号

外 (3)

号

外

 $(\equiv)$ 

平

成二十五年 三 月二十九日

則

規

目

次

る規則 岐阜県行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則の一部を改正す

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 同

(地域福祉国保課)

岐阜県行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県知事

古

田

規

則

平成二十五年三月二十九日

\_;

同

六 岐阜県規則第十五号

岐阜県行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 岐阜県行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則 (昭和四十五年岐阜県規則第五十五号) の

第五条を削る。

則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

岐阜県知事

古 田

肇

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県規則第十六号

岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正

県 公 報 号 外 毎週 (金曜日)

岐 阜

発行 

する。

平成二十五年三月二十九日

という」に改める。を除く。)、西濃振興局揖斐事務所長及び岐阜地域福祉事務所長(以下「振興局等の長」を除く。)、西濃振興局揖斐事務所長及び岐阜地域福祉事務所長(以下「じ」を「東濃振興局長第二条第一項を除く。) 中「振興局長」を「振興局等の長」に改める。

の次に次の一項を加える。請却下通知書(別記第十八号の二様式)」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項記第十八号様式)」を「保護開始(変更)決定通知書(別記第十八号様式)又は保護申第二項及び第二十六条第一項」を「及び第二十五条第二項」に、「保護決定通知書(別第五条の見出しを「(保護開始決定通知書等)」に改め、同条第一項中「、第二十五条

よるものとする。
2 法第二十六条の書面は、保護廃止(停止)決定通知書(別記第十八号の三様式)に

第二十二条を削る。第二十一条中「六月十日」を「知事の指定する日」に改める。

十二条とする。 第二十三条中「別記第四十二号様式」を「別記第四十一号様式」に改め、同条を第二

第二十五条中「別記第四十四号様式」を「別記第四十三号様式」に改め、同条を第二を「証拠書類」に改め、同条を第二十三条とする。第二十四条中「別記第四十三号様式」を「別記第四十二号様式」に、「証ひよう書類」

第二十六条を第二十五条とする。

別記第一号様式を次のように改める。

岐

十四条とする。

第1号樣式 (第2条関係)

画 接 記 錄 票

面接結果		申請意思	制度の説明	:	のでは、	í É	来訪者への助言の内容	来訪目的(相談内容)	保護歴の有無	<b>抽 談 回 数</b>	来訪者		3	相和	面接年月日	
祖談のみ(祖由)	申請受理		実施(保護の	国民健康保	ライフラインの停止・滞納状況	預貯金・現			無・有(	初回・(	対象者との関係	宋	世帯構成	田谷		
			(保護のしおり等:)	民健康保険等の滞納状況	/の停止・滞	現金等の保有状況			种	)回目(前				(	年月	
		他	配布・未開	内状況	納状況	与状況			7	前回来所年月	mali .	-	mili	- (調	Ш	i-deal.
		淮	未配布)・オ							HE	電話番号	住所	電話番号	住所	面接者	是番野盛
			未実施						#	併						
									ם	油						
									<u></u>	<u></u>						

別記第六号様式を次のように改める。

岐

第6号樣式 (第2条関係)

画 茶 以 今 第

整型即			{	}		
個月被日						
来訪者氏名						
要保護者氏名				<b>—————————————————————————————————————</b>		
米 訪 目 的(相談内容)						
益製				***************************************		
雒			}	}		
出			}	}		
#			}	}		

同様式別添三中「暈澵畑回(暈淼泙)」を「暈澵畑回郷」に改める。三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同様式別添一中「すみて」を「仲て」に改め、三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第一号を削り、第二号を第一号とし、第別記第十一号様式中「滸畑回(쏔淼泙)和」を「滸畑回郷の和」に改め、同様式(別の記第十一号様式中「滸畑回(쏔淼泙)和」を「滸畑回郷の和」に改め、同様式(別

「全て」に、「満畑同(事務所)福产課」を「満畑同等の福产課」に改める。別記第十二号様式中「満畑同(事務所)朿」を「満畑同等の朿」に、「すみて」を別記第十二号様式中「満畑同(事務所)朿」を「満畑同等の朿」に改める。

別記第十四号様式中「嶽畑同(事務所)長」を「嶽畑同等の長」に、「すべて」

を

に改め、同様式の次に次の二様式を加える。)は当事」を「宋護開游(改用)決応通治事」に、「、又は」を「したとき、又は」用)通治事」を「宋護開游(改用)決応通治事」に、「、又は」を「元たとき、又は」用) 通治事」を「渤州回等の根」に、「宋職決心(没「かて」に改める。

第18号の2様式(第5条関係)

櫒

振興局等の長

併

回

中中

保護申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないから却下します。

쌝

掛下の理由

この通知が申請受理後14日を経過した理由

注意)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次のイから八までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき
- 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第二十一号様式を次のように改める

第21号樣式 (第7条関係)

攃

振興局等の長

併

回

中中

扶養義務の履行について(照会

自立助長を目的としています。 次の方は生活困窮のため、において、生活保護法による保護を生活保護法は、対象者の生活困窮程度に応じて必要な保護を行う一方、 その世帯の

受けることが前提となっています。 しかし、この保護に当っては、 民法に定める扶養義務者の扶養(援助)を優先的に

**榛届に記入の上回答してください。 あなたは、次の方に対して民法上の扶養義務を有すると認められますので、別紙扶** 

## 生活保護対象者

Ж	Ĥ
加	Æ
徿	
絃	
あなたの	

## 2 回答期限

岐

### ω 回答先

生活保護法 (抜粋)

第4条保護は、 ゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として 行われる。 生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あら

民法 (抜粋) める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定

第877条

(5)

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある

親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、

(別策)

扶 救

画

年 回

Ш

燕

振興局等の長

住民名

(11)

先に照会のあつた、次の者(甲)に対する扶養について、次のとおり回答します。

対象者	生活保護	
<b>开</b>	住所	
檐		
胘		
私の		

精神的な支援について

精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、 的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わ りのことを言います。 、指量 手紙のやじ取じ、

		発	緊急連絡先	具体的な支援の内容及び頻度
(又は既に行っている)	月から	併		支援の開始時期
	十旦		믜	精神的な支援の可否

# 金銭的な援助について

2

	援助の方法・程度	援助の開始時期	金銭的な援助の可否
を引き取ります。	金銭により毎月(年) 円送付します。 物品により毎月(年) を 程度送付します。	年 月から(又は既に行っている)	可 ・ 不可 (理由: )

# 私の世帯について

ω

 $|\Pi|$ 

(1)
家族構成
•
<b>∠</b> ⊠
、等の状況

決懐者として うつもり	以外に加入している場合甲については被扶養者として 認定されていない 認定手続をとるつもり	外に加入している均 認定されていない		上記で設定された。	
その街 ( )	健康保険(共済())	国民健康保険 健	(状況	健康保険等の加入状況	(4)
		その街()	兼		
	æ	住宅ローン	•		
返済終了予定	返済月 (年) 額	負債の内容	世	負債の状況	3
3, 3,	份 本 基 基	田 納 加 m² m²	作・無	資産の状況	(2)
(田)	5名 0氏名及び月額	甲 についての 税法上の扶養控除を受けている者の氏名 会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額	についてのの扶養控除から家族手	上記のうち 甲 につ 税法上の制金 会社等から	<u> </u>
ⅎ			*		
平均月収額	勤務先	生年月日 職業	統 核	民化	

(記入上の注意)

岐

- 該当するものを で囲み、必要事項を記入して下さい。
- 記入して下さい。 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を
- 写しなど、その状況が明らかになる書類を添付して下さい 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の

別記第二十二号様式中 「振興局 (事務所) 加 を 「振興局等の長」 に改める。

務所)に」や「振興局等の福祉課に」に、「振興局(事務所)あて」や「振興局等の福 別記第二十四号様式中「嶽畑局(事務所)長」を「嶽畑局等の長」に、「嶽畑局

別記第三十四号様式中「嶽畑画(事務所)朿」を「嶽畑画帯の朿」に改める。 別記第三十七号様式中「嶽畑画(事務所)朿」を「嶽畑画等の兎」に、「削ひよう書

**猫」を「閈溚빠猫」に改める。** 別記第四十一号様式を削る。

記第四十一号様式とする。 別記第四十二号様式中「(第23条関係)」を「(第22条関係)」に改め、 同様式を別

別記第四十三号様式中「 (第24条関係)」を「(第23条関係)」に改め、 同様式を別

記第四十二号様式とする。

記第四十三号様式とする。 別記第四十四号様式中「(第25条関係)」を「(第24条関係)」に改め、 同様式を別

年四月一日から施行する。 様式を削る改正規定は公布の日から、その他の改正規定及び次項の規定は平成二十五 この規則中第二十一条の改正規定、第二十二条を削る改正規定及び別記第四十一号

る申請書、報告書その他の書類とみなす。 よる申請書、報告書その他の書類は、改正後の岐阜県生活保護法施行細則の規定によ 平成二十五年四月一日前に提出された改正前の岐阜県生活保護法施行細則の規定に

施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

平成二十五年三月二十九日

岐阜県規則第十七号

岐阜県知事 古 田

法律施行細則の一部を改正する規則 岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する (7)

施行細則(平成二十年岐阜県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。 岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

本則 (第二条第一項を除く。) 中「振興局長」を「振興局等の長」に改める。 第二条第一項中「振興局に置かれる事務所の長を含む。以下同じ」を「東濃振興局長

を除く。)、西濃振興局揖斐事務所長及び岐阜地域福祉事務所長 (以下「振興局等の長」

という」に改める。

第十三条から第十五条までを削る。

条とする。 第十六条中「別記第三十二号様式」を「別記第二十九号様式」に改め、同条を第十三

第十七条を第十四条とし、第十八条を第十五条とする。

別記第十二号様式中「嶽畑画(事務所)兎」を「嶽畑画等の兎」に、「あたって」を

別記第十三号様式中「腎淵・満」を「腎溶・構造」 い、「振興局 (事務所) 加 を 」 谎

(事務所) 長」を「振畑同等の長」に改める。 に、「みて」を

「沿て」に改める。 「証票書類」

別記第二十九号様式から別記第三十一号様式までを削る。

岐

阜

記第二十九号様式とする。 別記第三十二号様式中「(※16※25家)」を「(※13※25家)」に改め、同様式を別

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 他の書類は、改正後の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類とみなす。 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その この規則の施行前に提出された改正前の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 を「閂溚빠猫」に改める。 畑同帯の原」 改める。 「当だって」に、「すべて」を「肚て」に改める。 別記第二十八号様式中「嶽畑高(事務所)長」を「嶽畑高等の長」に、 別記第十四号様式、別記第十七号様式から別記第二十三号様式までの規定中「渤畑回 別記第二十五号様式中「嶽畑回(事務所)長」を「嶽畑回等の長」